

特設人権相談所を開設



6月1日は人権擁護委員の日です。隣近所のもめごと、差別や名誉棄損、体罰やいじめ、職場でのセクハラ、DVなどの相談を受け付けます。秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。



日時：6月1日(日)午後1時30分～3時
場所：田原福祉センター1階 相談室2
費用：無料

▼地域福祉課 ☎23-3512

大規模な土地取引は届け出が必要です



一定面積以上のまとまった土地取引を行う場合には、面積などに応じて届け出が必要です。

◆契約前に必要な届け出

対象：市街化区域に属する5000㎡以上の土地取引に際し、土地を譲り渡そうとする人 **届け出時期**：土地売買契約を行う前(一定期間契約行為が制限されます)

◆契約後に必要な届け出

対象：市街化区域に属する2000㎡以上の土地または市街化調整区域に属する5000㎡以上の土地取引に際し、土地

を譲り受けた人 **届け出時期**：土地売買契約日を含め2週間以内

▼街づくり推進課 ☎23-3535

大規模な開発行為は事前協議が必要です



市内で開発行為(※)を行う場合は、土地の秩序ある利用と保全を図るため、事前に市との協議が必要です。

※開発行為…住宅用地、工場用地、ゴルフ場用地、太陽光発電施設用地などの造成、土石の採取、鉱物の採掘、水面の埋め立てまたは干拓、しゅんせつ、廃棄物の埋め立て、その他土地の区画形質の変更



対象：市街化調整区域における開発区域面積が3000㎡以上1万㎡以下の開発行為(1万㎡を超える場合は、「愛知県土地開発行為に関する指導要綱」の対象)

▼街づくり推進課 ☎23-3535

地区計画区域内での行為などの届け出



地区の特性にふさわしい良好な居住環境を実現するため、指定する地域で建物の用途や形態の変更を行う場合は届け出が必要です。

指定地域：「田原木綿畑」「田原片西」「シー

サイド田原光崎」「臨海田原1区」「田原浦鬼塚内陸企業団地」「田原浦片」「大久保団地」「田原赤羽根」「弥八島」 **届け出**：地区

計画の区域内において、土地の区画形質の変更、建築物の建築などを行う場合は、着手日の30日前までに届出が必要です。

▼街づくり推進課 ☎23-3535

東三河都市計画用途地域の変更



次の都市計画の変更について、令和7年3月25日付けで法手続きが終了し、関係図書の縦覧を行っています。

対象：用途地域の変更(田原4区地区・西浦地区) **縦覧場所**：街づくり推進課(北庁舎2階)

▼街づくり推進課 ☎23-3535

松くい虫防除のための薬剤空中散布



実施予定日時：5月20日(火)午前5時～10時ごろ※雨天、強風などの場合は延期

場所：中山町他(伊勢湾側の保安林)

面積：160ha

実施主体：愛知県



▼東三河農林水産事務所林務課 ☎(0532)35-6175

外国人相談窓口を開設しています

外国人の皆さんが生活で困った時に相談できる窓口があります。外国人の方が困っていたら、相談窓口のことを教えてあげてください。

【電話】22-2622

【場所】たはら国際交流協会(田原文化会館)

【時間】水、金、日曜日の午後1時～5時

【相談方法】直接または電話にて

※中国語、タガログ語、ベトナム語、英語、インドネシア語の通訳も可能です。通訳での相談の場合は3日前までにQRコードから事前予約。



▲予約はこちら

▶ NPO 法人たはら国際交流協会 ☎22-2622